

## 環境影響評価書案審査意見書

「株式会社 村尾組 成木工場採石拡張事業」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第57条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事  
猪瀬 直樹

### 記

#### 第1 対象事業

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称：株式会社 村尾組  
代表者：代表取締役 村尾 浩代  
所在地：東京都青梅市末広町一丁目2番地の1
- 2 対象事業の名称及び種類  
名 称：株式会社 村尾組 成木工場採石拡張事業  
種 類：土石の採取
- 3 対象事業の所在地  
東京都青梅市成木六丁目1-1 外77筆

#### 第2 意 見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

### 【騒音・振動】

今回の拡張事業により、発破位置が民家に近くなることで、掘削に伴い発生する発破振動レベルが指標値と同値になると予測されていることから、環境保全のための措置を徹底し、振動レベルの低減に努めること。

また、騒音レベルについても、併せて低減できるように配慮すること。

### 【水質汚濁、水循環共通】

事業着手 20 年後の河川流量について、現状との変化は少ないとしているが、施行中における成木川下流域への流量・水質に与える影響を考慮して、定期的にモニタリングを行うなど、その対策について分かりやすく記述すること。

### 【地形・地質】

植栽による回復緑地や安全な傾斜角の確保に加えて、落石防止ネットやしがら柵の設置等により、周辺への影響はほとんど生じないとしているが、地滑り、崩落、落石防止等の観点から、その防止対策について具体的に図示するなどして分かりやすく記述すること。

### 【生物・生態系】

- 1 事業区域及びその周辺で確認された注目される動植物には、絶滅危惧種も含まれていることから、今後、事業を進めるに当たっては、モニタリング調査を行うなど特段の注意を払うとともに、事後調査において事業の実施に伴う影響を調査し、必要に応じてさらなる動植物への保全措置を講じること。
- 2 残留緑地について、広葉樹を中心とする混交林に置換すべく、林相転換を進めていることから、その管理の方法と工程を説明すること。

### 【廃棄物】

事業実施に伴う伐採樹木や廃土・廃石等について、発生量を予測し、これを可能な限り有効利用するとしているが、発生抑制、再利用、再資源化の量や方法についても明らかにすること。

### 【温室効果ガス】

- 1 事業実施に伴う温室効果ガスの排出量について、着手 20 年後も現況と同程度と予測し、一方で都の温室効果ガス削減義務により削減を行うとすることから、予測と削減義務量との関係を明らかにし、必要に応じて予測の見直しを行うこと。
- 2 当該事業所の実績から算出した温室効果ガス排出量が、全国の砕石業の実績から算出した排出量より大きいことから、この原因を明らかにするとともに、一層の排出量の低減に努めること。